

令和4年度

八戸市交通部

自動販売機設置事業者募集要項

八戸市交通部

(運輸管理課)

自動販売機設置事業者募集要項

八戸市交通部が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」といいます。）の募集に応募される方は、この募集要項、八戸市交通部自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（令和3年7月1日実施）、八戸市交通部自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領（令和3年7月1日実施。以下「要領」といいます。）をよく読み、次の事項をご承知のうえお申し込みください。

1 目的

一般競争入札により、自動販売機の設置事業者を選定することにより、市の収入確保を図るとともに、施設利用者等の利便性と市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 貸付物件

貸付物件は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。なお、入札の執行前又は落札者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、参加資格者（要領第6条第1項に規定する参加資格者をいいます。以下同じ。）又は落札者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」といいます。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号。以下「財務規則」という。）第114条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は八戸市に住所を、法人の場合は八戸市内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（八戸市に対して納税義務のあるものに限り、）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、公告（要領第3条に規定する公告をいいます。以下同じ。）の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 本店所在地及び八戸市において、入札の日から過去3年間食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていない者であること。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機設置の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、八戸市交通部が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸し付けする方法により行います。

(2) 契約の締結及び貸付期間

ア 自動販売機の設置に当たり八戸市交通部と設置事業者との間で、別紙2「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書」を締結します。

イ 貸付期間

貸付けの期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。

貸付契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

また、八戸市交通部又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他八戸市交通部が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとします。）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、八戸市交通部が算定した電気料について、八戸市交通部が指定する期日までに納入してください。

(5) 貸付面積

貸付面積は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。また、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスは、貸付面積を超えないものを設置してください。また、必要に応じて、転倒防止対策も併せて行ってください。

(6) 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種を設置に努めてください。

(7) 設置条件

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 別紙3「仕様書」に基づき、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置し、管理すること。

イ 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類、たばこ及び食料品の販売を行わないこと。

なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、事前に八戸市交通部担当と協議すること。

ウ 販売品の販売価格は、別紙1「貸付物件説明書」の条件欄によること。

エ 販売品の内容の変更については、八戸市交通部担当と協議のうえ行うこと。

オ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

カ 自動販売機への販売品の充当及び使用済み容器の回収の時間及び経路については、八戸市交通部担当者の指示に従うこと。

キ 自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

ク 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

ケ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、八戸市交通部の承諾があったときは、変更された現状のままで返還することができます。

なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

5 応募申込手続

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出方法

提出先及び受付期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。

応募希望者は、申請書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ、提出先に提出書類を直接持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留としてください。(電送「ファクシミリ」をいう。以下同じ。)及び電子メールによる受付は行いません。

(2) 提出書類

ア 申請書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 委任状(様式3)

エ 事業者(会社)概要(形式は問いません。会社のパンフレットでも結構です。)

オ 自動販売機設置実績報告書(様式4)

カ 印鑑証明書

キ 営業証明書又は登記事項証明書

(ア) 個人の場合: 営業証明書

(イ) 法人の場合: 登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書)

ク 国税の納税証明書(その3の2、その3の3は証明書の種類)

(ア) 個人の場合: 「その3の2」の「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

(イ) 法人の場合: 「その3の3」の「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額が

ないことの証明

ケ 取扱商品一覧表（様式5）

コ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、環境負荷を低減する機能、ユニバーサルデザイン等の機能が確認できるもの。）

サ 自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式6）

個別業務の実施者が不相当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする場合があります。

※ カからクまでの証明書類は、発行後3箇月以内のものに限ります。

ただし、令和4年度八戸市物品の購入等に関する入札参加資格者として認定され、名簿に登載されている者は、ウ、エ及びカからクまでの証明書類は省略可能です。

また、カからクまでの証明書類は、写しの提出でも可能です。

※ ケからサまでの書類について、複数物件を申し込む場合で物件番号ごとに内容が異なる場合は、物件番号ごとに提出してください。

(3) 印鑑証明書の留意事項

ア 法人の場合：所轄の法務局が発行したものを提出してください。（写し可）

イ 個人の場合：八戸市市民防災部市民課（市庁本館1階）、南郷事務所、市内各市民サービスセンターで発行します。（写し可）

(4) 営業証明書の留意事項

営業証明書は、八戸市財政部住民税課（市庁別館3階）、南郷事務所、市内各市民サービスセンターで発行します。（写し可）

(5) 国税の納税証明書の留意事項

国税（法人税（申請者が個人である場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書については、現在の住所地（納税地）を所轄する税務署に納税証明書の交付請求を行ってください。なお、納税義務がない場合でも証明書は発行されます。請求手続き等についての詳細は、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）を参照してください。（写し可）

(6) その他応募に当たっての留意事項

ア 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

イ 提出書類の返却は行いません。

ウ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

エ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

オ 同一物件の入札に同一人が代表者となる法人等が重複して参加した場合、入札を無効とします。

(7) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(8) 入札参加資格の確認等

上記(2)の提出書類により、入札参加資格の有無を確認し、申請者あてに一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、応募資格を満たしていないこと、不正等が判明した場

合には、参加資格者の認定を取り消します。

(9) 無資格者への理由説明

一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）により、入札参加資格がないとされた者は、次に定めるところに従い、書面（様式は任意）により説明を求められます。この場合、令和5年3月1日（水）までに書面で回答します。

ア 提出先 八戸市交通部 運輸管理課 管理グループ

イ 提出期限 令和5年2月27日（月）

ウ 提出方法 上記提出先に直接お持ちください。郵送、電送及び電子メールによる提出は認めません。

(10) 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 提出先 八戸市交通部 運輸管理課 管理グループ

イ 質問期限 令和5年2月16日（木）午後5時まで

ウ 提出方法 質問は、質問書（様式8）により行い、上記提出先に直接お持ちください。郵送、電送及び電子メールによる提出は認めません。

エ 回答期間 令和5年1月26日（木）から令和5年2月22日（水）まで

オ 回答方法 回答は、質問書を受理してから、概ね5日以内を目途に上記提出先において回答書を閲覧に供するとともに、八戸市交通部ホームページに掲載します。

6 入札書の提出

(1) 提出方法

入札者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印をした上で、提出先に提出書類を提出期限までに直接持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留としてください。（電送及び電子メールによる受付は行いません。）

送付先及び到着期限は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。

(2) 提出書類

ア 入札書（様式9）

(ア) 入札金額は、上記4(2)イの**貸付期間中の対象物件の貸付料の総額**を記載してください。

なお、入札書に記載する金額は、別紙1「貸付物件説明書」に記載された最低貸付料（以下「最低貸付料」といいます。）を下回らないよう注意してください。

(イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(ウ) 入札書は物件ごとに封筒に入れ封印し、表側に物件番号、施設名、入札日及び入札者名を記載してください。

(エ) 郵送の際は、入札書の入った封筒を郵送する封筒に入れてください。入札書を郵送する封筒の表側に物件番号、施設名、入札日及び「入札書在中」の文言を記載し、裏側に差出人住所及び差出人名を記載してください。

(オ) 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）

入札書の入った封筒を郵送する封筒にコピーを同封してください。

(3) 無効な入札

財務規則第125条に定めるもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 最低貸付料未満の入札

イ 入札書及び当該入札書を封入した封筒（郵送の方法により入札書が提出された場合は、当該郵送に使用された封筒を含む。）に記載された物件番号、施設名、入札日及び入札者名（郵送に使用された封筒にあつては、差出人名）のいずれかが一致しない入札

ウ その他入札条件に違反した入札

(4) 入札保証金

免除

7 入札（開札）

(1) 入札（開札）の日時及び場所

入札（開札）の日時及び場所は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。

(2) 入札時必要書類

ア 一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）

本人確認のために使用しますので、お持ちください。

(3) 落札者の決定

ア 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、八戸市交通部が設定する最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。

イ 落札結果については、落札者名、落札金額及び入札者数を八戸市交通部ホームページ等で公表しますので、あらかじめご承知ください。

(4) 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

(5) 入札の辞退

入札者は、入札執行（開札）までの間は、入札辞退届（様式10）を別紙1「貸付物件説明書」記載の申込先に直接お持ちになるか、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出することで、入札を辞退することができます。

8 契約

(1) 契約の締結

落札者は、落札決定の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）以内に契約を締結していただきます。契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(2) 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、八戸市交通部の指定した期日までに納付していただきます。詳

しくは別紙2「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書」第9条をご覧ください。

電気料金の実費については、毎月、納入通知書により納付していただきます。

(3) 契約保証金

免除

(4) その他の手続

設置事業者に決定された方は、決定の日から10日以内に、設置場所への自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出していただきます。

9 落札者としての決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取り消します。落札者としての決定を取り消したときは、速やかに書面によりその理由をその者に通知するとともに、その者の氏名（法人においては法人名）及びその理由を公表します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 落札者が応募資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと八戸市交通部が判断したとき。

10 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 貸付期間中に、八戸市交通部又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと八戸市交通部が判断したとき。
- (4) 契約に定める義務を履行しないとき。

11 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、八戸市交通部の行う自動販売機の設置事業者に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 落札者としての決定を取り消されたとき。
- (2) 設置事業者に戻する事由より、八戸市交通部の行政財産貸付契約を解除されたとき。

12 その他

- (1) 自動販売機の売上高については、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、八戸市交通部が指定する様式により報告してください。
- (2) 自動販売機に伴う事故については、八戸市交通部の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (3) 商品等の盗難及び破損については、八戸市交通部の責に帰することが明らかな場合を除き、

八戸市交通部はその責を負いません。

- (4) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。
- (5) 入札及び契約に当たっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、財務規則等の法令を遵守してください。

13 この募集要項に関する問合せ先

八戸市交通部 運輸管理課 管理グループ 担当 細谷地

〒031-0813

青森県八戸市大字新井田字小久保頭4番地1

電話 0178-24-5141 (内線13)

※ 資料

3の(1)及び(2)関係

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4の(1)関係

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

(1)～(3) 略

(4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

(5)・(6) 略

3～9 略